

【佐藤浩雄議員】

それでは、建築行政、とりわけ建築構造物の安全チェック機能である建築確認制度、及び県みずから施主として建築構造物を発注する場合の計画通知制度の信頼性の崩壊と信頼性の回復についてお伺いいたします。

まず、姉齒建築士の構造計算書偽造問題の関連についてお伺いいたします。

最初に、構造計算書偽造事件に関連し、我が県における建築物の信頼性及び建築業者への影響についてお伺いいたします。

知事も御承知のように、去る 11 月 17 日の国土交通省の発表による千葉県の姉齒建築士の事務所による構造計算書の耐震強度の偽造事件は、震度 5 強により倒壊のおそれというセンセーショナルな事件でありました。

その影響は日に日に拡大し、12 月 5 日現在では 16 都道府県 63 棟に達し、33 のホテルが営業停止または工事停止にまで拡大し、マンションは 27 棟となり、川崎市や横浜市はマンションに居住する住民へ初めて建築基準法違反に基づく使用禁止命令が出され、被害がどこまで広がるのか、見通しすら立たない状況であり、大きな社会不安を引き起こしております。

現在、民間の建築確認機関のイーホームズ株式会社が書類検査をした 26 件ばかりでなく、他の民間の検査確認機関を初め、自治体すなわち特定行政庁が審査しても見抜けなかったケースが 6 件もあり、建築物の安全性チェック機能が官民間問わず機能していない事実を突きつけられました。

国土交通省は、11 月 28 日、ようやく全民間建築確認検査機関への立入検査を実施することを決定するなど、建築行政への不信、とりわけ安全確認への信頼の崩壊が深刻化し、国民は大きな不安を抱いております。

特定行政庁である新潟市は、今回の事件に関連した物件は安全であるとの発表をしておりますが、全国的に安全宣言をした物件が後で偽造が判明し、安全宣言の撤回が相次いでおります。9 日には、藤沢市で、国土交通省が震度 5 強で倒壊と診断したマンションを再調査したら、震度 5 弱で倒壊と診断をされ、修正をしております。

我が県にも姉齒設計事務所が関与した建築物が 2 件あり、イーホームズ株式会社が審査した住宅が 11 件あると報道されており、6 日には南魚沼市総合福祉センターの構造はりひび割れにより使用停止事件が発生し、建築確認をした六日町土木事務所がその原因となった業者のコンピューター操作ミスによる構造計算の誤りを見抜けなかったことが報道され、県民にも大きな不安を与えております。

県は、建築確認業務の担当者による緊急会議を 11 月 24 日に開催し、県土木部建築住宅課長は、今回の事件は建物への信頼を根幹から揺るがすことで大変遺憾。構造設計の審査は命にかかわることであり、さらに確認をしっかりとしてほしいと述べたと報道されております。

県としては、今回の事件は身に覚えのある事件だけに、構造計算書偽造事件に関連し、緊急に総点検して事態の把握に努めていると思っておりますが、現時点で我が県内に関連した物件はないのか、また構造計算書が偽造された危険な建物はないのか、さらに県内の建築業者が県外で今回の事件に巻き込まれて関係した施工物件はないのか、知事にお伺いいたします。

次に、県における建築確認業務の現状と今後の対応についてお伺いします。

今回の建築確認申請における建築物の構造計算書偽造問題で、県土木部建築住宅課は、県内の特定行政庁である新潟市、長岡市、上越市、新発田市、三条市、柏崎市の 6 市の確認業務担当者の連絡会議を開催し、対応策を話し合ったようですので、次の点についてお伺いいたします。

第 1 に、特定行政庁の建築確認が通りにくいので、民間の検査機関を使うなどというわさも出ていますので、6 市の特定行政庁の確認業務担当職員である建築主事の人数、その確認処理件数は年間どの程度か、お伺いいたします。

第 2 に、県の確認業務機関の数とその担当職員である建築主事の人数及びその確認処理件数は年間どの程度か、お伺いいたします。

第 3 に、県内においては知事認可の民間の確認検査機関が設置されていると聞いておりますが、その機関数、建築主事の人数、その中で官庁 O B の採用状況及び確認処理件数は年間どの程度なのか、お伺いいたします。

第 4 に、南魚沼市総合福祉センターの事故について、県南魚沼地域振興局は、本来は細かい部分までチェックしなければならないが、それがなされなかったと新聞報道されております。当時の県土木事務所の確認業務担当の建築主事は、今回の事件で問題となっている構造計算書の再計算などのチェックができる高度な技術能力を持っていたのか、お伺いいたします。

第5は、知事は先ほど今後5年間で県職員を600人減らす方針を発表いたしました。今後の建築確認業務担当の技術職員の体制についてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

第6に、今回の構造計算書偽造事件で、日本の建築確認制度は、民間確認検査機関においても、国や地方自治体の公的な検査確認機関においても、機能していないことが明確になりました。

知事は、構造計算書などの審査書類の再点検を3年間さかのぼって実施することを表明しましたが、新聞報道では審査書類の保存期間である3年間を対象として民間検査機関が行った建築物を対象外としているようですが、これで県民の安全・安心を確保する上で十分な対応と考えているのか、お伺いします。

また、今後の県の建築行政にどう対応していかれるおつもりか、お伺いいたします。

次に、県の建築確認制度や計画通知制度が機能するために、県はどのような建築確認業務の点検を行い、職員の資質向上の養成を行っているかについてお伺いいたします。

11月29日に実施された衆議院国土交通委員会の参考人質疑において、民間確認検査機関のイーホームズ株式会社の社長は、国会で堂々と1から100まで再計算することは不可能だと証言し、何の安全チェックもせずに建築許可確認を出していたことを証言いたしました。

さらに、当時の建設省の許可を得た最大手の日本ERI株式会社の記者会見においても大量の偽造見逃しを発表したことは、日本のすべての民間建築確認検査機関が構造計算書の安全対策のチェックをしていなかったことを証明しており、建築行政、とりわけ安全対策のチェック体制を受け持つ現在の建築確認制度は致命的な欠陥があることを証明したものと考えられます。

こうした事態を受け、国土交通省はついに11月28日、全民間建築確認検査機関に立入検査する方針を発表し、建築物の安全性崩壊の深刻な事態を迎えたのであります。

そこで、何点かお伺いします。

まず最初に、県などの特定行政庁による建築構造物の安全性対策のチェックは、これまでどのように行われていたのでしょうか、お聞かせください。

次に、県には大規模な建造物や特殊な建築物の構造計算書の再計算などのチェックができるような高度な技術者が存在しているのか。高度な技術者の養成・教育をどのようにしていたのか、お伺いいたします。

次に、今回の構造計算書偽造事件の背景、原因と今後の県としての建築基準法に基づく安全確認機能の発揮についてお伺いいたします。

今回の構造計算書偽造事件は、被害者である入居者に対する補償問題が、設計施工した木村建設株式会社が倒産し、また施主であるマンション販売業者の資産額を上回る被害総額が想定をされ、補償が不可能となることが予想され、住む住宅がなくなるのに住宅ローンだけが被害者に残る深刻な事態が既に出現していることから、事件の深刻さを示しております。その後、構造計算書を発注した森田設計事務所の代表が自殺したり、政治家が関与したりして、事件の背景や真相の根深さを示唆しております。

今回、主として構造計算書を受注した姉齒建築士は、24日の国土交通省の聴取に対して、取引先からコストを抑えるように求められて構造計算書をやり直したが、なお鉄筋を減らせと要求され、鉄筋を安全性のぎりぎりまで減らして抵抗したが、それでは設計事務所を変えられると迫られ、偽造が始まったと報道されています。

東京都では、早くから不動産価格下落は停止をし、地価も上がり始め、バブルを上回るマンションブームが現在起こっています。それは、安く、広くという価格破壊がマンションブームを引き起こしたものであります。

建築業者、建設業者は、コスト削減のしわ寄せを建設業者や設計業者が受けていると証言しているように、マンション業界の激しい価格破壊が、建設業界へ激しいコスト削減競争を強いていたのは、建設業界の常識であります。激しいコスト削減競争は、仕事のためなら建築基準法違反の凶器となる構造物さえつくるといふ強制力を持っていたことをこの事件は教えています。

こうしたことから、不動産市場での監視、摘発の機能も兼ね備えている民間確認検査機関を初め、特定行政庁においても建築行政、とりわけ安全確認制度である建築確認検査業務が機能していないことを今回の事件は証明しているのです。

そこで、お伺いしますが、国民の生命、財産を守るべき建築行政の最も心臓部に当たる安全確認がおろそかにされる背景と根本的原因は何でありましょうか、お伺いいたします。

建築物の安全対策のチェックは自治事務でもあり、県も重大な責任を負っています。それだけに、国土交通省などの調査が進み、原因究明が出てから判断すべき問題ではありません。

知事は、このたびの人命や財産を危険にさらす構造計算書偽造事件の背景、原因を教訓としながら、今後の建築行政の見直しを初め、安全・安心なまちづくりの展開などを進める必要があると考えますが、

知事の御所見をお聞かせください。

次に、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事件についてお伺いいたします。

最初に、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事件の原因は、施主であり、発注者であり、さらに建築確認をみずから審査し、特定行政庁の市に計画通知をする新潟県が、構造計算書もなく、定着部の設計ミスを見抜けなかったことについてお伺いします。

朱鷺メッセ連絡デッキは、構造計算書なしで特定行政庁に計画通知し、適当な図面などで着工し、竣工検査もパスをさせ、崩壊事故後においてようやく設計委託者から、設計は安全であったとのつじつま合わせで偽造した構造計算書を県に提出させました。

この件、特に港湾空港局の万代島開発課の一連の行為は、今回の構造計算書偽造事件に匹敵するか、それ以上の犯罪行為ではないでしょうか。知事の御見解を承ります。

万代島朱鷺メッセの連絡デッキは、県の港湾空港局の万代島開発課が施主であり、発注者でありましたが、構造計算書なしで建築確認業務の計画通知制度に基づき、特定行政庁の新潟市に計画通知して発注しました。

この構造計算書の設計ミスが主たる原因で朱鷺メッセ連絡デッキ崩落事故が発生し、県の責任で計画通知し、発注し、施工して発生した事件であります。

また、姉歯建築士の構造計算書偽造事件は、民間検査機関も特定行政庁も全くチェックができておらず、偽装を見抜くだけの体制が整っておらず、見逃しており、我が県の朱鷺メッセ連絡デッキ落下事件からしても、建築行政全体の安全チェック体制への信頼は完全に地に落ちたと言っても差し支えない状況です。

国・県が施主として発注をする公共建築物の安全確認は、県や国は高い技術力を持っており、信頼できるがゆえに、国や県が建設する場合は特定行政庁である地元自治体には計画通知することで着工ができる制度となっております。

ところが、朱鷺メッセ連絡デッキ設計の場合には、安全性のチェックをするどころか、建築基準法上、提出、点検が義務づけられている構造計算書がないまま、すなわち安全確認をしないまま新潟市の特定行政庁に計画通知し、施工業者に着工させています。

これは、新潟県中越大地震で多くの人命が失われたことが証明しているように、建築物の安全性が不足していれば、その建造物は人命を奪う凶器となるわけで、県は朱鷺メッセ連絡デッキという凶器をつくったこととなります。

姉歯建築士は、5日、刑事告訴されたように、本来、人命が失われなくとも、今回の構造計算書偽造問題のように刑事告訴されるのが当たり前であります。しかも、崩落後提出された明らかに偽造されたと思う構造計算書に、県は設計委託料を払っているのです。

施主であり、発注者でもあり、さらに施工管理者で利用上の安全確認をする行政の責任者でもある県が構造計算書すらないまま安全と判断をし、特定行政庁である新潟市に計画通知をし、施工業者に着工させたことは、特定行政庁の各市や民間検査機関を管理、指導監督するという責任を負う県自身が安全確認を意識的にスボイルしたという意味で、それ自身が刑事告発されてもよい行為ではないでしょうか。知事の御意見を賜りたい。

次に、県の建設工事の発注形態から設計施工、竣工までの管理体制の問題点についてお伺いします。

朱鷺メッセ本体の建築及び連絡橋の設計、建設には、異常に少ない6名の極めて貧弱な技術陣の体制でした。しかも、責任者の一人は1級建築士であり、もう一人は建築資格のない建築技術職員で、難しい構造計算書をチェックする高度な技術能力があったかどうか疑問であります。

しかも、朱鷺メッセの建設には、聞くところによれば土木部の営繕課の支援を断り、事務方で事業を進めており、時間と予算を減らすため、安全性無視、技術者排除の思想が露骨に出ていると私は考えます。

朱鷺メッセ建設に当たっては、工事の時間的制約や予算の制約があり、設計と施工が同時進行したり、建築技術者が異常に少なく、新聞が報道しているように、異常な超過勤務を余儀なくされ、工事を進めてまいりました。

現在、構造計算書偽造事件で建築構造物の安全に対して社会的不安が起こっており、朱鷺メッセ本体に対する不安も、完成時点からガラスが落下したりいろんな事故が発生しているので、心配でありますから、お伺いします。

朱鷺メッセ本体は、株式会社楨総合計画事務所が設計を担当したはずですが、朱鷺メッセ本体の着工式典は、知事選挙の告示日の直前の平成12年10月2日ですが、その着工時点では構造計算書は、連絡橋と同じくなかったとのうわさがいつまでも消えず、ますます大きくなっています。

そこで、お伺いします。

最初に、朱鷺メッセ本体の構造計算書は、どこの設計事務所が担当し、いつ提出されたか、お伺いします。

次に、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故調査委員会の丸山委員長は、県の技術方には、大変申しわけないのですが、安全チェックはできないと証言されています。6名という異常な少ない貧弱な技術陣で、高度な技術能力を必要とする構造計算書のチェックを行うことができたのか、構造物の安全性に問題はなかったのか、計画通知はいつされたのか、お聞かせください。

さらに、施工業者はどこで、建設過程で施工業者側で構造計算をやり直さなければならないような設計変更はなかったのか、施工の過程で問題は発生しなかったのか、お伺いいたします。

残った2本の連絡デッキの安全性についても問題がありますので、お伺いします。

朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故後、現在、再建している佐渡汽船から駐車場までの連絡デッキの設計図を先日、港湾空港局から見せていただきました。私は、見た瞬間大変驚きました。そこには、落下した朱鷺メッセ連絡デッキの設計図とは全く異なる設計図があったのです。びっしり並んだ橋脚は、スパンが最大で20メートルです。最小は6.65メートル。落下したつり型トラス構造の連絡橋の最大スパンは48メートルですから、その半分以下です。また、橋脚の基礎は地中深く16メートルも打ち込まれており、しかも橋脚は地下で連結をされ、一体化して頑強につくられています。上部構造は、鋼げた方式と一般の橋梁タイプだそうですが、落下したつり型トラス構造とは余りの違いに驚きました。

そこで、お伺いしますが、現在建設中の連絡デッキは、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故後に、県の執行管理体制の不備も原因の一つであるということで、その後土木部が主として検討され、策定をした「新潟県大規模プロジェクトなどの技術・執行管理の改善策について（通知）」を踏まえ、土木部営繕課の発注で実施されていると聞いておりますが、どのような問題点が修正されたのか、お伺いいたします。

また、現在入江側に残っている落下した連絡デッキと同じ2本の連絡デッキは、くいのない、基礎の橋脚はそのまま上部工の床版だけを補強して仮支柱を外す計画と聞いておりますが、本当にそれで十分安全であるのか、心配ですからお伺いします。

残り2本の連絡デッキは、強度が70トンフォースが必要なのに22トンフォースしかないと言っている事故調査委員会では言っています。また、事故調査委員会は、時間がたてば必ず落下すると言っていますので、現在、仮支柱によって支えられていますが、職員が毎日点検をしていると聞いています。クリープ破壊が起こると1日か1日以内で落下すると、丸山委員長は言っていますから、大丈夫なのかと、本当に素朴に不安です。毎日点検しているぐらいなら、現在建設中の連絡デッキと同じように取りかえて県民の安全を確保すべきではないでしょうか、お伺いします。

新潟県の建築行政の信頼性の回復・向上についてお伺いします。

建築行政、とりわけ人命を守る安全対策の信頼性の回復・向上については、国において今後本格的に見直されると思います。我が県の建築行政、とりわけ建築確認、計画通知制度への信頼性を向上するためには、朱鷺メッセ連絡デッキの事故の真相、原因、背景を第三者の裁判所に任せるのではなく、県みずからにおいて再度明確にしない限り、県の建築行政の信頼性は回復されず、県民の命や財産を粗末にする深刻な事件は再び発生することは確実です。

私は、事件のとき、第三者による朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故背景調査委員会の設置を提案いたしました。採用されませんでした。その後、事故の重大な背景調査は全く進められていません。今回の構造計算書偽造事件の発生は、まさにそのことを証明しています。

建築構造物の安全性を担当している行政でさえも、例えば朱鷺メッセのように6人という貧弱な技術スタッフで、構造計算書の不存在すら見逃して安全チェックもしない貧弱な体制で朱鷺メッセの連絡デッキや朱鷺メッセの建設がなされている。明らかに意図的であったと私には思われます。

もし朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故発生時にデッキ上にいて逃げたと言われる1人の人の命が失われれば、また朱鷺メッセ連絡デッキが車の上に落下をすれば、刑事事件となることは明確なのでありまして、この事件の深刻な事態、事実を教えています。構造計算書なしでの計画通知と着工は許しがたい行政ミスなどという軽微な罪ではなく、重大な犯罪であり、悠長に民事裁判で責任をなすりつけているような状況ではないと私は考えています。

そのような朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故を教訓とするなら、まして激しいコストダウンと受注競争下のマーケットにいる民間検査機関は、例えば元請や権威ある設計士などの設計図書や構造計算書のチェックなどは到底できようはずもないことは簡単に推測できます。

今後、国においてそれをチェックする建築確認制度に見直し、今度こそ国民の生命、財産を守る方向で検討されると期待しますが、知事はこのたびの構造計算書偽造事件と朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故を比較して、どちらが重大かつ悪質な事件であるか。両事件の背景、原因は何か。このように繰り返される建築構造物の安全確認制度の信頼の崩壊と信頼の回復、信頼性向上や安全対策は、今後どのよ

うに推し進めるおつもりか、御決意やお考えをお聞かせ願います。

以上で質問を終わります。(拍手)

【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の一般質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、県の確認業務担当の建築主事の構造計算の再チェックができる技術能力の有無というお尋ねでございました。

当時の県土木事務所の確認事務担当の職員は、建築基準法による建築基準適合判定資格者に登録をされております。構造計算書の審査をできる技術員ということでございました。

次に、構造計算書の再点検の実施でございます。

県独自の調査といたしまして、当面過去3年間に確認審査を行った一定規模以上のマンションやホテルにつきまして再点検を開始したところでございます。同様に再点検を6市特定行政庁や県指定の民間検査機関についても要請済みでございまして、民間機関が行った建築物についても対象にしているという趣旨でございます。今後の調査対象の範囲につきましては、再点検の結果や、また全国の動向を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

今後の対応ですが、議員御指摘のとおり、県民が安全でかつ安心して暮らせるまちづくり、建物をつくっていかねばならないと思っております。専門的知見に基づきまして、信頼される確認行為がなされることは当たり前のことと考えております。

そういった中で、先日判明いたしました南魚沼市のような事例が二度と起こらないようにしていくにはどうしたらいいのかについてですが、昨日も申し上げましたが、精神論だけでは対応し切れないのだろうと思っております。制度的な問題、建築確認のあり方ということを検討してまいりたいと考えております。まず、原因究明、なぜ見落としが生じたのかということから始まらないと対策がとれないのだろうと思っております。原因確認を行っているところでございます。

また、県指定の確認検査機関に対しても、より一層適正な業務を行うよう指導をしてまいりたいと考えております。

次に、今回の安全確認問題の背景や原因についてでございます。

さまざまところで、さまざまな議論がなされているわけでございます。激しいコスト削減競争が今回の問題の背景になっているのではないかと御意見があることも承知をいたしております。姉齒元建築士関連については、今後、司法の場等で事件の全容が明らかにされる中で原因も解明されていくと考えております。

南魚沼市の事例につきましては、現在、事実関係の確認と原因の究明を行っているところでございます。原因はやはり明らかにしていく必要があると認識しております。

また、昨日、国の社会資本整備審議会で設置をされました専門部会で、現行制度の総点検と再発防止策が検討されることとなっております。県といたしましては、これとは別に建築確認のあり方、まずみずからの身を正すことを検討したいと思っております。

次に、偽装事件を教訓とした今後の建築行政の見直しについてでございます。

安全な建物は、まさに命を守る、財産を守る一番基本であると考えております。今回発生いたしました姉齒元建築士の偽装事件、そしてまた南魚沼市総合福祉センターの問題など、建築確認行政に対する県民の不安が高まっていることを厳粛に受けとめ、まず、過去の審査物件の再点検を行うことが喫緊の課題であると考えております。また、その結果や、国における検討の動向を踏まえまして、建築確認のあり方などを見直していきたいと考えております。

県民の生命、財産の保護は行政、また知事が行わなければならない最大の使命と認識いたしております。県民に信頼をされる安全確認機能の充実に努め、安全・安心な都市づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故についてお答えをいたします。

うわさも含めて、きょう初めてお聞きをするお話でございます。私も知事に就任をしてからこの話を聞いて、正直言ってあきれております。建築確認する際に、構造計算書が添付されないまま着工されているとは、一体どういうことだと、これは県民に申し開きができない事象であると考えております。

県の責任についてでございますが、現在、裁判で係争中の案件でございますので、コメントは差し控えさせていただきますが、しかしながら特定行政庁に対し、構造計算書の内容を確認せずに計画通知を

行ったことは建築行政を揺るがすことであり、執行する県として大いに問題があったと考えております。

このため、現実に前知事及び副知事は、施設の設置者、行政の責任者として、県民に対して責任を明らかにし、みずからの給与の減額を行い、また職員に対しては事務処理に適正を欠いたことから懲戒処分が既に実施されておるといふこととさせていただきます。

次に、入江側・アトリウム前連絡デッキについてでございます。

両デッキにつきましては、事故調査委員会から当面は支保工を設置し、日常的に監視を行うことで供用することは問題ないと報告をされたことから、現在、支保工を設置した上で異常がないことを職員が毎日点検して安全確認を行っているということとさせていただきます。

しかしながら、斜材ロッド定着部の長期耐力が不足しており、速やかな補強が必要であるという指摘もなされております。現在、施工業者及び設計業者と交渉を行い、デッキ補強工事の早期実現に向けて、鋭意、協議を重ねているということとさせていただきます。

次に、構造計算書偽造事件と朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故についてでございます。

どちらが重大で悪質かというお尋ねでございました。私から見ますと、いずれも設計上の誤りがあり、人命にかかわりかねない重大な事件、事故であると考えております。

また、背景をどう考えるかというお尋ねでございますが、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故につきましては、事故調査委員会から、建造物の構造が特殊で、かつ、そのことが関係者間で共有されていなかったことなどが指摘をされております。

それに加えまして、そもそも構造計算書を見ないで計画通知を出すという、行政の運営の仕方は指弾されても仕方がないと思っております。そういう意識で行政をやっている、県民の安心と安全が守れるわけがないと思っております。これは、やはり正していかなければならない。そういう体質がここだけなのかという疑問も禁じ得ない重大な課題であると思っております。

いずれにいたしましても、県の責任は、現在係争中の案件ですので、この場でのコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

偽装事件につきましては、安全性への配慮に欠けた厳しいコストダウンやチェック体制の問題などが言われておりますが、より詳しい原因が、司法の場で明らかにされていくだろうと考えております。

次に、信頼回復や安全・安心対策の推進についてでございますが、現在、国で行われている総点検、再発防止策の検討の動向を見きわめたいと思っております。それに加えまして、県としては固有に南魚沼市の案件を抱えているわけでございます。この調査結果を踏まえ、なぜ見落としたのかという原因を明らかにした上で、審査のあり方などの改善策、対応をとってまいりたいと考えております。

【木下恵夫土木部長】

お答えをいたします。

今回の構造計算書偽造事件に関連した県内の物件についてでございますが、現時点で姉齒設計事務所が関与した物件が2件、平成設計が関与した物件が1件、新潟市にあり、いずれも市の再点検により安全が確認されております。

なお、偽造事件以外のものとして、先週、南魚沼市総合福祉センターで構造ふぐあいが判明したため、現在、事実関係の確認と原因の究明を行っております。

また、新聞報道によれば、県外で今回の偽装事件にかかわる建物のうち2件が県内業者の施工によるものとされております。

次に、県における建築確認業務の現状と対応についてであります。6市特定行政庁における建築主事の人数は17名、平成16年度における建築物の確認処理件数は、6市合計で4,129件となっております。

次に、県の確認業務機関につきましては、本庁を含め13機関あり、建築主事の人数は21名、平成16年度における建築物の確認処理件数は、県全体で合計5,651件となっております。

次に、民間の確認検査機関につきましては、県指定の確認検査機関は2つの機関があり、確認検査員の人数は16名、そのうち官庁OBは13名、平成16年度における建築物の確認処理件数は、2つの機関の合計で4,841件となっております。

次に、建築確認業務担当職員の体制についてであります。職員の配置に当たっては、行政サービスの一層の向上と簡素で効率的な行政運営を図る観点から、事務職及び技術職を一体的に見直していくこととしております。

建築確認業務を担当する技術職員については、市町村合併に伴い、建築確認権限を有する特定行政庁の所管区域が拡大することから、県の建築確認業務量を踏まえた適切な人員配置を予定しております。

こうした中で、今回の偽装事件を契機に、国において建築確認のあり方等が検討されており、その結果も踏まえて安全確認機能の充実がさらに図られるよう、柔軟かつ効率的な組織体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、建築構造物の安全体制のチェックはどのように行われてきたかについてですが、建築物の安全性の審査につきましては、建築基準適合判定資格者に登録され、一定の実務経験を有する建築職員を建築主事として配置するとともに、建築主より提出される建築確認申請書を建築基準法に照らし、構造計算の適否、設計条件や断面設計が適合しているかどうか、一連の流れを審査し、安全性の確認を行っております。

次に、構造計算書のチェックができる高度な技術者についてであります。県においては、建築基準適合判定資格者に登録され、一定の実務経験を有する建築職員を建築主事として配置しております。

なお、高い創造性や高難度な専門技術を必要とする建築物の審査においては、外部機関での評価に基づき確認をしております。

また、技術者の養成・教育につきましては、部内研修に専門知識を有する外部講師を招き、あるいは部外の研修機関が実施する専門技術研修についても受講させております。

以上でございます。

【内山克彦港湾空港局長】

朱鷺メッセ本体に係る構造計算書についてであります。株式会社構造設計集団が作成し、県と設計委託契約を締結した株式会社楨総合計画事務所から、契約の期限である平成 12 年 3 月 24 日に提出されております。

次に、構造物の安全性についてであります。当時の担当者に確認したところ、構造計算書の設計条件や断面設計の結果が建築基準法や発注仕様書に照らして適切かどうかをチェックし、安全性に問題はないと判断したとのことであります。

また、計画通知につきましては、平成 12 年 5 月 11 日に新潟市へ提出し、平成 12 年 7 月 17 日に新潟市から建築基準関係規定に適合する旨の確認がなされております。

次に、工事の施工者についてであります。第 1 工区展示場棟が福田・東急・丸運特定共同企業体、第 2 工区会議場棟が鹿島・大成・本間特定共同企業体、第 3 工区アトリウム棟が大林・加賀田・第一建設特定共同企業体であり、いずれの施工者からも、建設過程での構造計算のやり直しを行ったとは聞いておらず、また施工の過程での問題は承知しておりません。

次に、連絡デッキ普及工事における執行管理の改善についてであります。土木部が主体となり策定した改善策を踏まえ、余裕のある事業期間をもって、建築工事の専門部署である土木部営繕課に執行を委任しており、同課において適切に事業を執行していただいております。

次に、入江側に残っている 2 本の連絡橋の補強についてであります。現在、施工業者及び設計業者と鋭意交渉を行っており、協議が調い次第、鉄筋コンクリートや橋梁の専門家の意見を聞くなどし、適切な工法により十分な安全が確保できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤浩雄議員】

前向きで踏み込んだ御答弁ありがとうございました。

まず、朱鷺メッセの関連ですが、知事の認識を聞いたので、安心しましたが、とにかく構造計算書がないまま建築計画通知をしておりますし、またその後、設計委託料などを払っていて、常識では考えられません。

構造計算書を見ますと、上弦材の断面積や、PC床版のコンクリート強度、あるいは斜材ロッドの最大荷重の緊張力も違ってきます。はっきり言えば私みたいな素人が見ても随分違うという感じで、いかに偽造された構造計算であったかと思えます。事故後提出された、いわゆる完成構造計算書。そうい

うものを問題なく受け取っていること自身も問題ですし、6名という貧弱な管理体制をつくってしまった背景は何かということが非常に重要な問題だと思うのです。

丸山委員長の証言を見てもわかるとおり、もう放置できない。

幸いなことに、今ほど、港湾空港局長から、朱鷺メッセの構造計算書はあったということで安心しました。しかし、安心しましたけれども、そのような6名という同じ体制でやっているわけですから、果たして連絡デッキはチェックしないで出して、本体の方はちゃんとチェックしたのかと、私は依然として疑問が残る。

しかも、10月2日の着工、起工式までの期間、もうめっちゃめっちゃな体制で多分進んだと思うのです。事実それはちゃんと新聞でも超過勤務の状態が異常だということが出ていますから。そういう戦場に近い状態の中で、果たしてまともな再チェックができたのか。そして、担当の技術能力で本当に今、社会問題になっている難しい構造計算書をこの2～3ヶ月で再チェックして安全性を確認できたのか、疑問が依然として残るわけです。ぜひそのことをもう一度きちんと再チェックしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

したがって、2本の橋の取りかえについては、70トンフォース必要なのに、事故調査委員会の報告では22トンフォースしかない。しかも、支保工をただ当てているだけです。例えば人気女優が来て、だあっと橋の上にみんなで見ようと思って行ったら、それを越えたらどうするのですか。何が起こるか分からないわけです。そもそも朱鷺メッセは人を集める場所であり、集まらなければ困るのです。そういうことからすれば、ぜひもう一度残った2本もやっぱり早く撤去して新しくつくりかえて、安全を確保するのが県民に対する一番最大のサービスであり、一番大事なことなのではないでしょうか。その点をお伺いします。

それから、高度な技術者の養成のことですが、この前、600人の人員削減計画を出されました。その一方で第三セクターというか、外部の29機関の調査をした中に、県で運営している建築技術センターがあります。そこでは、今まで高度な技術者の養成を行ってきたと思うのです。今の南魚沼市の事件を見ても、朱鷺メッセの事件を見ても、建築主事17名の体制で4,129件を処理していたり、あるいは16人の体制で4,841件も処理している。これは、もう本当に建築主事は多忙をきわめている証拠だと思うのです。早急にそういうしっかりした高度な技術を持った職員を養成する必要があると思うのです。私は、建築技術センターがそういう機能を果たしているとすれば、それをむしろ増強して、早く建築体制について、建築が安全なことにしていただきたいと思います。そういう意味で、建築行政を充実する意味でも、今回提案されている建築技術センターを縮小するのではなくて、増強してそういう技術者を養成していただきたい。

それから、6名というこの貧弱な技術体制をつくったのは、背後に少なくとも時間制限だとか人事的な欠陥があると思うのです。だから、人事管理の中で技術者を正當に評価をして、そしてちゃんと昇格をしてあげるというか、人事制度も技術者を大切に作る哲学というか思想を持たなければならないと思います。ぜひそういった点も……

【佐藤元彦議長】

佐藤浩雄君、時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

【佐藤浩雄議員】

ぜひ配慮していただきたいと思いますので、その点について知事のお考えをお伺いします。
以上です。

【泉田裕彦知事】

佐藤議員、御指摘された点、県民も不安に思っていると認識をいたしております。

いずれにいたしましても、過去やはり問題があったという前提で、安心と安全の建物がこの新潟県において建築されるような、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

【木下恵夫土木部長】

再質問にお答えをいたします。

建築技術者の育成についてでございますけれども、今回の偽装事件を契機に、国において建築確認のあり方等が検討されておりました、その結果を踏まえまして、安全確認の体制や建築技術者の育成も含めまして、柔軟かつ効率的な組織体制を構築してまいりたいと思っております。